

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する 「密約」に係る調査の関連文書No.4

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 核持ち込み問題, 東郷次官, ホドソン米国大使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43866

114

外 務 省

東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
電話 東京 (3580)3311番

郵便番号 100-8919

この封筒は再生紙を使用しています

No 1'

極 秘
無 期 限
4 部 の 内
1 号

極 秘
無 期 限
追加 部 の 内
1 号

北米局長 水

核持込込み問題の選取肢

昭五六、七、四
条約局 栗山

一通中艦船

領海通過

の考え方

通中艦船のついでに核兵器積載の有無と外部

外務省

文の検証する方法が以上の領海通過は無害
通航の行使として認めらる。

四不内説明上の難易

このは、米軍艦船のみを優遇するものはよく

（一）に於いて、安全保障上の理由を以て強く強調する

は善い（多）まは、昭和四三年の政府統一見解の

持込込みありを、不内説明は最も容易である。

外務省

心 米例として付す

寄港と切り離して通過のみを米例として

の運用は付すはなしと考へられり。

の寄港

の考へ方

取極法上、米例は、外米軍艦の寄港を自由と振

否すべきは、米軍艦については、安保条約(中三條)又

地位協定(中五條)に基づき、米例への寄港が

特別の権利として包括的に認められり。不

同権利と核攻撃の存在を認められり。米例の

政策の尊重と之を組み合はるることより、核積載

艦船の寄港と非核三原則との接合を思ふべき

とすべしとあり。

(四) 米例説明上の難易

5
金保障止の理由による事情の変化につき説明が必
要であり、このため、領海通過の比し、自由説明の
難いものがある。

(1) 米側としてのメリット

米側としては、核積載艦船の「自由寄港」を認め
たことが、この絶対的要件である。

6
① 要検討事項

① 前協定の対象外となる（即ち核兵器の所持
を以て当該国（米）寄港を定義する）は要不
要。 不問の意義が不明な場合は、施設区域の内
における無期限の碇泊（エリスバーク発言の岩手沖
LSTのよびみケース）と米側の寄港を区別する
べく、米内閣閣上支障を来さず。

二 検査等中停船(往)

(往)現在之ノ種ノ軍艦ノ該當者ノハ、
洋道ニヤ
イル遊水艦ノナラズ。

小領海通過

ハ考ヘテ

英海軍ノ見地ナラズ、無害通航ニ否テハ判断ハ
通航ノ態様ニ基テ下リ(即チ、通航艦船ノ種

類性質ニ向テハ)トシテ、
之方ニテ。又、了考之方ニ採用ナレバ、検査

受ニ積載して、
航路ニ否認ナラズ、
船と洋道ニサイル遊水艦ノようニ検査受等中停船

之ニ区別ナリ根拠ハ、
向テ内説明上ノ難易

向テ内説明上ノ難易

昭和四三四年以来の政社是解の撤回は必要である
のた、その限りにおいては、その理由の難は言ふた
らざるを得ない。

(ハ)米側にとつてウチリフト

米側にとつては、知覚される見地を、建前上の問
題はあり得るが、実際上の事柄は、
考へられる。

(四)香港

小島の方

香港を認めない(不前協定の対象とする)と
しても、領海通過と異なり、一般に際法上の問題は
生じないものがあるが、通商船舶と同様の扱ひを
加ふる場合は、香港は核兵器の持ち込みは
該当しないものがある。

(四) 米穀説明上の難点

米穀説明は、もっぱら安全保障上の理由を以て
おこなう得るものとみるが、これは、次の(四)の理由に
より極めて困難である。

(イ) 米側としてのナリト

米側にとっては、軍需上のナリトは、むしろ考慮される。

(ロ) 対米説明上の問題点

外務省

米穀のつと、通常船舶と核兵器通常船舶とを区

別し、よりとする場合、米側に対し、地位協定

(第五條)との関連を、その理論的根拠を説明する

必要である。(前者については、核兵器の存在を明

らかにし、この米側の政策を尊重し、核兵器積

載の有無の關係なく、地位協定の基づく米穀の取

扱を認め、おこなうつと、米穀が核兵器の持

外務省

上述の如く、該当するもの、事前協議の対象と改められたるもの（註）

三、軍用機（注）

（注）軍艦の備置の浮道に於て潜水艦に相当するもの

戦略核兵器システムとして、B-52等の戦略爆撃機

に於ては、戦略爆撃機は核非核両用とあり

よ、通常軍用機として核兵器を備置したもの

正列に設けられたるもの

（一）領空通過

の考之六

軍用機としての、本條法上、領空通過の権利を有

し、これに於ては、無害通航の権利を有するもの

は、他、核兵器搭載の有無に依りて、検査

を受けるものとして、見地を以て、通常艦艇と

何等異くかゝるべき否を云ふことは可能である。

(四) 再び説明上の難易

再び説明の難易と関連下の問題の位置は甚
在的かつ、通常船舶の寄港と同じと考へられる。

(五) 米側としてのマリアント

米側として、カールル見地より建前上の問題

問題は別として、実際上の洋米のマリアント

の程であるが不明である。

(二) 対米説明上の問題点

領空通過を認めざるを場合する米側に対

し、通常船舶の寄港を五別する。理論的根拠を

説明するは要がある。(領空通過は核実上の

持ち込みとあり、通常船舶の寄港はむしろ

より、これは理論的一貫性があるといふ反論を予想

（まゝ）

（2）着陸

の考へ方

前記の領空通過と基本的同一である。

（4）その説明上の難易

核兵器搭載機の離着陸の際の事故の可能性

との関連で、核兵器の安全性のその説明能力が

ある説明がなされる場合は、その拒絶反応を招くことは生ずるであろう。

（3）米側としてのメリット

米側としての経済的メリットは不明であるが

概しては否定的であると推測される。

（4）対米説明上の問題点

前記の領空通過と基本的同一である。